

令和5年4月14日

赤穂小学校 保護者 様  
PTA 会員様

赤穂市立赤穂小学校  
校長 北里 浩士  
PTA代表 佐用 大輔

### スポーツ振興センター掛金・赤穂市PTA活動保険の徴収について(お願い)

清明の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、本年度も学校教育活動並びにPTA活動を安心かつ円滑に実施できますように、「スポーツ振興センター」および「赤穂市PTA活動保険」への加入を行わせていただきます。  
つきましては、下記のように対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 スポーツ振興センター掛け金 児童一人につき 年間 460円

##### 【保障について】

学校管理下の事故（登下校を含む：自宅からの往復）  
治療費の全額＋1割の見舞金を支給  
※窓口で一度治療費をお支払いいただき、領収書をお受け取りください。  
学校で手続・申請を行うと、指定口座に上記の金額が振り込まれます。  
・乳幼児医療費助成制度とは兼ねることはできませんのでご確認ください。  
・治療費に1500円以上要した場合に支給されます。

#### 2 赤穂市PTA活動保険 1世帯 年間 125円 (PTA会員のみ)

##### 【保険料について】

PTA活動保険の保険料は、250円ですが、赤穂市から半額補助されます。  
※幼・小・中それぞれにお子様がいる場合も、1世帯@125円です。  
※徴収の基本が小学校とされており、小学校に兄弟姉妹がいる幼稚園児・中学校生徒は幼稚園・中学校からの徴収はありません。

##### 【保障について】

| 傷害補償   |            | 賠償保障    |         |
|--------|------------|---------|---------|
| 死亡・後遺症 | 7,800,000円 | 対人（1名）  | 2,000万円 |
| 入院日額   | 4,000円     | （1事故）   | 3億円     |
| 通院日額   | 3,000円     | 対物（1事故） | 1,000万円 |
|        |            | 保管物     | 1,000万円 |

#### 3 徴収方法 4月27日（木）に、下記の金額を一括して口座引き落としさせていただきます。

前日までに下記の金額を、登録されている口座にご入金ください。お願いします。

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 長子のお子様<br>(赤穂小学校に在籍している一番上のお子さま) | 585円 |
| PTA会員ではない方、PTAで弟・妹にあたるお子様        | 460円 |

※PTA会費は1学期末に徴収させていただきます。

※口座引き落としを希望されない方は、事前に担任の先生へご連絡いただきますとともに、上記の金額を学校へご持参ください。

赤穂小学校（電話） 42-2171

※システムの不備や残高の不足等で引き落としができなかった場合、学校からご連絡させていただきます。